

令和2年 第7回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日		令和2年7月27日(月)						
開催場所		坂戸市役所 201 会議室						
開会時刻・宣告者		午後 1 時54分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 2 時53分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 19名		欠席委員 0名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	清水 定人	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	〃	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
11	斉藤 喜作	〃						

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	
会議件名及び顛末			

会長 委員の皆様ご苦労様です。
現在の出席農業委員 11 人、欠席委員 0 人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第7回農業委員会
を開会いたします。

会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。

議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、1番高橋委員、2番林委員を指名します。

議長 日程第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し
議題とします。

1・2番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件は親子間での譲渡で、譲渡人は、昭和56年に申請地を相続しましたが、
現在96歳と高齢であるため、申請地を息子の譲受人に生前贈与するものです。

申請地は、東を国道407号線、西を東武東上線で挟まれた水田地帯にある農地で、
現地調査の結果、稲が作付けされていました。

農地法第3条の許可要件ですが、譲受人は、許可できない場合を規定する農地法
第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えま
す。

2番案件の譲受人は、夫婦で入西北部土地改良区内の田1町7反、畑4反を耕作
しています。

申請地の所有者は平成22年7月に死亡しましたが、相続人がいないため民法の
規定により譲渡人が相続財産管理人となり、裁判所の許可を得て申請するもので
す。

申請地は、東に関越自動車道、南にっさい花みず木団地があり、入西北部土地
改良区内にある農地で、現地調査の結果、稲が作付けされていました。

農地法第3条の許可要件ですが、譲受人は、許可できない場合を規定する農地法
第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えま
す。

3番案件については、所有農地の一部に庭木等があり、撤去に費用と時間を要す
ることから、申請取下げの申し出がありました。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 坂戸地区 松永委員 2番 入西地区 山崎推進委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席10番 1番案件の譲受人は地元で稲作を中心に農業経営を行っております。譲渡人の
母親は、96歳になり認知症状があらわれてきたため、譲受人に農地を贈与するに
至ったものです。譲渡人は、地元の小学校で田植え教室を開催するなど農業経営
に積極的に取り組んでいることから、小委員会では申請は問題ないとの意見でし
たので、ご審議をよろしくをお願いします。

議席17番 2番案件の申請地は、相続人不在の関係で長年所有者が確定しなかったため、

譲受人が管理していましたが、ここで裁判所の決定がでたため申請に至ったものです。譲受人は、本人夫婦、息子夫婦を含め家族全員で農業に取り組んでおり、過去にも何回か3条申請により農地を取得している経緯もあることから、小委員会では申請は問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは採決を行います。

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第 27 号は、許可と決定いたします。

議 長 日程第 3 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。

1 から 3 番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の譲受人は、赤尾の戸建住宅に父、祖母と 3 人で住んでいますが、住宅は築 30 年で老朽化していること、恋人と同棲する予定で家財道具が増え手狭になることから申請地に自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、現在の住まいは度々洪水被害のある地域であるため洪水のおそれの無い地域であること、さいたま市にある勤務地まで車通勤が可能であること、3 台分の駐車スペースが確保できること、実家から約 3.5 k m、車で約 8 分で行き来がしやすいことです。

現地調査の結果、いつでも耕作できる状態に適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地が 10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第 2 種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件の譲受人は、妻と子供の 3 人で社宅に住んでいますが、今年の 8 月に 2 人目の子供が生まれる予定で家財道具が増え手狭になること、住まいが横田基地に近いため騒音に困っていること及び実家や親せきが遠く育児の協力が得られないことから申請地に住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、今までと通勤時間が変わらないこと、転勤先の候補地が東武東上線沿線に多いこと、妻の実家が群馬県に、親戚が鳩山町にあり現在の住まいより行き来がしやすくなること、3 台分の駐車スペースが確保できること及び静かで子育て環境に適していることです。

現地調査の結果、一部草が伸びている場所があったため、刈るよう指導をしました。

農地転用基準の立地基準は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設された道路に面し容易に接続が可能で、かつ申請地から500m以内に教育施設、医療施設又はその他の公共、公益施設が2つ以上設置されている場合、第3種農地に該当します。申請地は、東側の市道に水道管及びガス管が埋設され接続が可能であり、500m以内に片柳小学校、坂戸高校及び松野記念クリニックがあり、教育機関と医療機関が2つ以上あることから、申請地は第3種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障をおよぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の譲受人は、昭和48年設立の上下水道設備工事を行っている法人です。資材置場が手狭になったことから資材置場の拡張を計画しました。

申請地の選定理由は、事業所の隣接地で作業効率が良いことです。譲渡人の他の所有地も検討しましたが、進入路が狭い等条件に合わないことから断念しました。

現地調査の結果、いつでも耕作できる状態に適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地が10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため、第1種農地に該当すると考えますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

また、一般基準では、施工費については自社施工のため必要なく、転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は地下浸透のため、周辺農地の営農に支障をおよぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 勝呂地区 森田推進委員 2番 坂戸地区 松永委員

3番 入西地区 山崎推進委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席19番 1番案件の譲受人は、家族3人で赤尾の実家で生活しておりますが、自宅の老朽化及び家財道具の増加に伴い手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。建築用地は、職場に近いこと及び水害の危険がないことを条件に選定しました。小委員会では、転用による周辺農地の営農に影響はないことから、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席10番 2番案件は、6棟現場の最後の建設用地となります。従来同様周辺の営農に支障を及ぼすおそれはないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席17番 3番案件は、譲受人である法人が資材置場としていた農地の違反が発覚したため是正を行った結果、資材置場が足りなくなったため申請地を転用することとしたものです。4月に除外申請の際にも審議していただきましたが、今回は転用申請としてご審議いただきます。転用に伴う北側農地への影響については、所

有者とも協議を行っており、営農に支障がないよう対応するとのお話しをいただいております。小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第 28 号は、許可相当と決定いたします。

議 長 日程第 4 議案第 29 号 農用地利用集積計画 (案) については、坂戸市農業委員会会議規則第 10 条の規定による議事参与の制限に該当します。

該当する〇〇委員は一時退席をお願いします。

議 長 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 再開します。

議 長 日程第 4 議案第 29 号 農用地利用集積計画 (案) についてを上程し、議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 令和 2 年 7 月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。今月の申出は、一般分、新規 12 件、面積 22,304 m²、農地中間管理事業分、新規借受 2 件、面積 6,534 m²、貸付 1 件、面積 3,867 m²、合意解約が 1 件、面積 995 m²ですので、8 月 1 日設定後の利用集積面積は、2,709,459.23 m²となります。

次ページ以降に、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第 29 号 農用地利用集積計画 (案) については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。

よって、議案第 29 号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 日程第5 議案第30号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程し、議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 議案第29条で説明した利用権による中間管理機構への貸付けの申し出者が、農林系の補助金を受けるため、対象地を農地中間管理機構より配分計画により借受けるものです。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第30号 農用地利用配分計画(案)に対する意見については、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第30号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答します。

議 長 日程第6 報告第10号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

(報告事項を朗読)

議 長 事務局の説明が終わりました。

ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 続きまして、次第4 その他について事務局より説明してください。

事務局 その他について説明します。

(資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

議席18番 鶴ヶ島市新町開発に伴う雨水排水管理設工事が4月から始まった。計画では、開発地内の調整池の水を雨水排水管により通称鉄砲道から浅羽方面へ、そして、最終的には高麗川に排水することとなっていますが、大雨時には大量の水が流入することになり、坂戸市内の浅羽・中富・花影町地内に影響を及ぼすことが考えられます。農業経営にも影響を及ぼすことも考えられことから、農業委員会でも計画内容を知っておく必要があるため担当課の説明をお願いしたい。

事務局 計画内容がわかる対応をするよう担当課に要望する。

事務局 コロナウィルスの感染拡大に伴い、昨今の状況が続くようであれば次回以降の農

業委員会については、議事説明の無い最適化推進委員については、出席を見合わせていただくよう考えている。

議長 ただ今の発言についてご意見はございますか。

(意見なし)

議長 意見がないようですので、発言のとおり次回以降の農業委員会については、出席制限をもうけ開催させていただく。

議席 17 番 8 月 2 1 日開催予定の埼玉県農業会議主催の研修会は予定どおり実施するのか。

事務局 会場の収容人数に対する参加人数を 1 / 5 程度にし、密を避けるとともに、入場時に体温測定を行う等の感染防止対策を講じる予定であり、現時点で中止の連絡はない。

議長 以上で、令和 2 年第 7 回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和 2 年 7 月 2 7 日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員